地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙１－１
＜地域振興事業＞

目　次

【標準事業】

1　地域重点プロジェクト推進事業（ハード・ソフト）　－ 1ページ

2　地域政策コラボ事業（ハード・ソフト）　－ 3ページ

3　合併市町村まちづくり推進事業（ハード・ソフト）　－ 4ページ

4　コミュニティ施設整備事業（ハード）　－ 6ページ

5　移住促進施設整備事業（ハード）　－ 7ページ

6　移住促進事業（ソフト）　－ 8ページ

7　地域国際化・多文化共生振興事業（ソフト）　－ 9ページ

8　権限移譲推進事業（ソフト）　－10ページ

9　地域間交流・連携事業（ソフト）　－11ページ

10　地域情報化振興事業（ソフト）　－12ページ

【デジタルチャレンジ推進事業】

11　デジタルチャレンジ推進事業（ソフト）　－13ページ

【集落維持・活性化促進事業】

12　集落デマンド交通導入事業（ハード・ソフト）　－15ページ

13　集落巡回販売（買物支援）事業（ハード・ソフト）　－17ページ

14　集落空き家・空き店舗活用促進事業（ハード）　－19ページ

15　公設民営施設整備事業（ハード）　－20ページ

16　その他集落の維持活性化に資する事業（ソフト）　－21ページ

1　地域重点プロジェクト推進事業（ハード事業・ソフト事業）【標準事業】

<table>
<tr><td colspan="2">交付対象者</td><td>1　ハード事業
市町村、一部事務組合及び広域連合
2　ソフト事業
市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者
＜市町村が補助することができる団体＞
地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する公共的な事業を実施する団体等
なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。
(1) 局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。
(2) 市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。
(3) 市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。
(4) 実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象事業</td><td>1　連携地域別展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業で、局長が特に必要と認める事業。ただし、他事業において対象外と定める事業についても対象とするものではない。なお、ソフト事業においては、地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する公共的な事業を実施する団体等に市町村が補助することができる。
2　上記のほか、次の定めによる。
(1) ハード事業
別紙２－１の第１に定めるとおり
(2) ソフト事業
別紙２－１の第２に定めるとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象経費</td><td>1　ハード事業
別紙２－２の第１に定めるとおり
2　ソフト事業
別紙２－２の第２に定めるとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付率</td><td>２分の１以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付の単位</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交付限度額</td><td>上限額</td><td>1　ハード事業
(1) 市町村
１億円
(2) 一部事務組合及び広域連合
２億円
2　ソフト事業
(1) 単一市町村
500 万円
(2) 一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等
1,000 万円
(3) 局長が適当と認める者
300 万円</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>1　ハード事業
市町村、一部事務組合及び広域連合
500 万円
2　ソフト事業
(1) 単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等
50 万円
(2) 局長が適当と認める者
10 万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>1　ハード事業
別紙２－３の第１の１に定めるとおり</td></tr>
</table>

	2　ソフト事業 別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定	1　ハード事業 別紙２－３の第２の１に定めるとおり 2　ソフト事業 別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い	別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い	1　ハード事業 事業期間が複数年度に及ぶ事業（以下「継続事業」という。）については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。 2　ソフト事業 継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類	1　ハード事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式） 2　ソフト事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

2　地域政策コラボ事業（ハード事業・ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		1　ハード事業 市町村、一部事務組合及び広域連合 2　ソフト事業 市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等
交付対象事業		1　総合振興局及び振興局が実施する地域政策推進事業と協働して実施する事業で、局長が特に必要と認める事業。 2　上記のほか、次の定めによる (1) ハード事業 別紙２－１の第１に定めるとおり (2) ソフト事業 別紙２－１の第２に定めるとおり
交付対象経費		1　ハード事業 別紙２－２の第１に定めるとおり 2　ソフト事業 別紙２－２の第２に定めるとおり
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　ハード事業 (1) 市町村 １億円 (2) 一部事務組合及び広域連合 ２億円 2　ソフト事業 (1) 単一市町村 500 万円 (2) 一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円
	下限額	1　ハード事業 市町村、一部事務組合及び広域連合 500 万円 2　ソフト事業 単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円
	その他	1　ハード事業 別紙２－３の第１の１に定めるとおり 2　ソフト事業 別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		1　ハード事業 別紙２－３の第２の１に定めるとおり 2　ソフト事業 別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		1　ハード事業 事業期間が複数年度に及ぶ事業（以下「継続事業」という。）については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。 2　ソフト事業 継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		1　ハード事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式） 2　ソフト事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

3　合併市町村まちづくり推進事業（ハード事業・ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		1　市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号。以下「合併旧法」という。）に基づいて合併した市町村 2　市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）に基づいて合併した市町村 3　合併新法に基づき設置された法定合併協議会及びその構成市町村
交付対象事業		1　ハード事業 (1) 合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業で、局長が特に必要と認める次の事業を対象とする。 ア　交付対象者の１の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、合併旧法第 11 条の２に規定する合併特例債が充当される国の補助事業又は地方単独事業（基金造成に係るものは除く。） イ　交付対象者の２の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、合併新法第 18 条に規定する合併推進債が充当される国の補助事業又は地方単独事業 (2) １件の取扱いについては、個別事業毎に算出した交付金額の合計額をもって、市町村ごとに１件として取り扱うものとする。 2　ソフト事業 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため必要となる事業及び合併の推進を図るために必要な事業で次に掲げる事業 (1) 合併記念式典開催事業 (2) 新市町村の知名度・イメージアップのため実施する広報普及事業 (3) 旧市町村住民間の交流・連携を促進するため、新たに実施するイベント開催事業（旧市町村単位で実施される既存イベント等は対象外） (4) 市役所又は役場の本庁舎を設置しない旧市町村地域で従前から実施している事業のうち、旧市町村地域の独自の文化等を継承し、旧市町村間の交流・連携を深めながら引き続き実施するイベント等開催事業（市町村が補助することも可とする） (5) 合併の推進を図るため実施する事業で、別紙２－１の第２の１における対象事業のうち、(1)から(5)に掲げる事業
交付対象経費		1　ハード事業 別紙２－２の第１に定めるとおり 2　ソフト事業 別紙２－２の第２に定めるとおり
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　ハード事業 ２億円 2　ソフト事業 1,000 万円
	下限額	1　ハード事業 500 万円 2　ソフト事業 50 万円
	その他	1　ハード事業 別紙２－３の第１の１に定めるとおり 2　ソフト事業 別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		1　ハード事業 交付金額は、合併特例債又は合併推進債（以下「合併特例債等」という。）の申請事業毎に算出するものとし、交付要綱第３及び別紙２－３の第２の１の規定にかかわらず、次により算出できるものとする。 (1) 交付対象経費から交付対象経費に係る合併特例債等の額を控除した額の範囲内において交付金額とすることができる。ただし、この場合の合併特例債等については限度額まで充当したものとみなす。 (2) 交付対象経費から(1)により算出した交付金額を控除した部分に市町村の一般財源が充当される場合は、当該一般財源の１／２の額を限度として、交付金を加算することができる。ただし、この場合の交付金額は、(1)により算出した交付金額を合わせて、交付対象経費の 12.5%を超えることはできないものとする。

	2　ソフト事業 別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い	別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い	1　ハード事業 事業期間が複数年度に及ぶ事業（以下「継続事業」という。）については、合併特例債等を起こすことができる期間内において、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。 2　ソフト事業 継続事業については、次の範囲内において、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年とする。 (1) 交付対象者の２に該当する者が実施する事業 ア　合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５か年度 (2) 交付対象者の３に該当する者が実施する事業 ア　合併前に実施する事業は事業開始年度以降３か年度 イ　合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５か年度
事業計画に係る提出書類	1　ハード事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式） 2　ソフト事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

4　コミュニティ施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合
交付対象事業		1　コミュニティ施設の整備事業 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付 限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

5　移住促進施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合 ＜市町村が補助することができる団体＞ 局長が適当と認める者
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 移住を促進するための生活体験用施設を整備する事業 (2) 移住促進施設として使用するため、他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業（初回の改修又は補修に限る。） 2　上記１及び２のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1,000 万円（集合住宅は、2,000 万円）
	下限額	250 万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50 万円）
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり。ただし、市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

6　移住促進事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　移住施策に係る事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

7　地域国際化・多文化共生振興事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　地域の国際化・多文化共生に係る事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

8　権限移譲推進事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		1　新たに旅券法の事務の移譲を受ける市町村又は複数の市町村が事務を共同処理して移譲を受ける場合における当該事務の主体となる市町村、一部事務組合及び広域連合又は複数市町村で構成する協議会等（以下、「広域連携に係る市町村等」という。） 2　新たに重点推進権限（旅券法除く）２パッケージ以上の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等 　なお、過去に特定パッケージ内の一部の事務の移譲を受けている市町村又は広域連携に係る市町村等が、当該パッケージの残余の事務の移譲を受けることにより、１パッケージとなる場合については、１パッケージとして算定することとする。
交付対象事業		1　局長が特に必要と認める事業 2　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		交付申請年度に移譲を受ける事務（交付申請年度の翌年度に移譲を受ける事務で交付申請年度に受入準備を行う必要がある場合を含む。）の受入れに当たり、交付申請年度に支出する備品、書籍等の購入、研修、普及啓発・広報、システム開発等の経費（専ら移譲事務に用いられるものに限る。）の合計額。ただし、北海道権限移譲事務交付金で措置する経費及び備品の保守点検料やリース料など移譲事務の受入れ後に発生する経費を含むものについては、交付対象経費としない。
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　単一市町村 　500 万円 2　広域連携に係る市町村等 　1,000 万円
	下限額	10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

9　地域間交流・連携事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　地域間の交流・連携に係る事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

10　地域情報化振興事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　地域情報化に係る事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

11　デジタルチャレンジ推進事業（ソフト事業）

<table>
<tr><td>交付対象者</td><td>市町村とＩｏＴのノウハウを持つ民間事業者等によるコンソーシアム
なお、民間事業者は、次の要件を全て満たすもの。
(1) 北海道内に事務所（本社・支社・営業所等）を有していること。
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
なお、個人事業主の場合は暴力団員（暴対法第２条第６号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
(4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。</td></tr>
<tr><td>交付対象事業</td><td>ＡＩやＩｏＴ等のデジタル技術、それにより収集したデータ等の一層の活用により、地域課題を解決し、道内市町村に横展開することで、北海道全体の活性化と北海道 Society5.0 の実現を図ることを目的として実施する事業で、次の要件を全て満たすもの。
１　地域課題の解決を目的として、ＡＩやＩｏＴ等のデジタル技術を活用し、新規性のある実証を行うもの。
２　事業で作成、取得したデータ、報告書等をオープンデータとして広く公開し、新たな活用事例の提案や費用対効果の検証を交付事業者が行うもの。
３　北海道内の市町村で実証を行うもの。
４　北海道内の他の地域に横展開できる取組であるもの。
５　国の補助事業で実施できないもの。</td></tr>
<tr><td>交付対象経費</td><td>交付対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次のものとする。
<table>
<tr><th>経費区分</th><th>経費の内容</th></tr>
<tr><td>賃金</td><td>本事業のために臨時に雇用する者への人件費など（但し、既存の職員など交付事業者の恒常的職員の経費に該当するものを除く。）
※作業日報、雇用関係書類等の実績と経費が分かる書類を作成すること</td></tr>
<tr><td>報償費</td><td>講師や外部人材等への謝金など</td></tr>
<tr><td>旅費</td><td>交通費、宿泊費
※社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る</td></tr>
<tr><td>需用費</td><td>会議費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など</td></tr>
<tr><td>役務費</td><td>通信運搬費（電気代・インターネット利用料金を除く）、広告費、保険料、手数料など</td></tr>
<tr><td>委託費</td><td>交付事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託する場合の経費
※委託内容、金額が明記された契約書を締結し、委託する側である交付事業者に成果物等が帰属するものに限る</td></tr>
<tr><td>使用料及び賃借料</td><td>会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料、リース、レンタル料など</td></tr>
<tr><td>原材料費</td><td>研究開発や試作品の製作、サービスの試行、実証実験を行うために必要な材料や副資材の購入に要する経費</td></tr>
<tr><td>備品購入費</td><td>研究開発や試作品の製作、サービスの試行、実証実験等を行うために必要な機器、設備類等の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
※受払簿を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作、開発等の途中で発生した仕損じ品やテストピース等を保管すること
※事業終了後も事業者が継続使用する備品については、その耐用年数における１年分の費用
※汎用性が高く、使用目的が特定できないものを除く</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>その他、局長が特に必要と認める経費</td></tr>
<tr><td>対象外経費</td><td>営利を目的とした取組に係る経費、企業や個人の資産形成につながる費用
交付事業者の経常経費等、事業の実施に直接必要となる経費以外</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	の経費 国又は道から別に補助又は委託を受けている事業に要する経費 ※備品購入費は、補助対象経費総額の２分の１を限度とする。 ※国、地方公共団体その他公的団体等からの補助金等の交付又は経費の負担（当該交付事業を実施するコンソーシアムの構成員となる市町村からの経費の負担を除く）を受けていないこと。
交付率	２分の１以内
交付の単位	千円
交付限度額 上限額	1,000 万円
交付限度額 下限額	100 万円
交付金の算定	交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内
財産の取扱い	別紙２－４の第２に定めるとおり
その他の取扱い	継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類	１　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・デジタルチャレンジ推進事業）事業実施概要書（別記第 15 号様式） ２　事業工程表（別記第 16 号様式） ３　収支予算書（別記第 17 号様式） ４　団体の目的等についての確認書（別記第 18 号様式） ５　コンソーシアム協定書・コンソーシアム協定書第７号に基づく協定書・委任状（別記第 19 号様式） ６　誓約書（別記第 20 号様式） ７　団体等の定款または規約等の写し（民間事業者のみ） ８　その他事業の参考となる資料等
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	１　交付申請 (1) 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・デジタルチャレンジ推進事業）事業実施概要書（別記第 15 号様式） (2) 事業工程表（別記第 16 号様式） (3) 収支予算書（別記第 17 号様式） (4) 団体の目的等についての確認書（別記第 18 号様式） (5) コンソーシアム協定書・コンソーシアム協定書第７号に基づく協定書・委任状（別記第 19 号様式） (6) 誓約書（別記第 20 号様式） (7) 団体等の定款または規約等の写し（民間事業者のみ） (8) その他事業の参考となる資料等 ２　実績報告 (1) 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・デジタルチャレンジ推進事業）事業実施概要書（別記第 15 号様式） (2) 支払関係証拠書類（契約書の写し、領収書等） (3) 事業の全体像が分かる実績報告書及びその概要版
事業遂行状況報告に係る様式	１　事業遂行状況報告書（デジタルチャレンジ推進事業）（別記第 91 号様式） ２　事業工程表（別記第 16 号様式）

12　集落デマンド交通導入事業（ハード事業・ソフト事業）【集落維持・活性化促進事業】

<table>
<tr><td colspan="2">交付対象者</td><td>市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>1　ハード事業
(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合
(2) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）
2　ソフト事業
(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等
(2) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象事業</td><td>「北海道における集落対策の方向性」に基づき、市町村と住民とのパートナーシップのもと、集落で抱えている課題解決に向けた対策の重要度や優先度を考慮した上で、集落の維持・活性化を目的として取り組まれる次の事業。
1　ハード事業
交付対象事業は、集落の課題解決のために実施するデマンド交通導入のための設備整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。なお、「デマンド交通」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第２号に規定する自家用有償旅客運送のうち、利用者の需要に応じて運行するものをいう（身体障がい者等に限定した福祉有償運送を除く。以下同じ。）。
2　ソフト事業
集落の課題解決のため、デマンド交通を新たに実施する事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象経費</td><td>1　ハード事業
(1) デマンド交通事業の実施に必要な車輌購入費（乗車定員 10 人以下の車両に限る。）
(2) 配車システム導入経費（利用者情報等の管理や利用者の予約情報等を車両へ伝達するための情報関連機器、ソフトウエア等の購入経費をいう。）
2　ソフト事業
デマンド交通を運営するために必要な次の経費とする。
(1) 備品購入費
(2) 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）
(3) 需用費（食糧費及び交際費を除く。）
(4) 役務費
(5) 使用料及び賃借料
(6) 委託費</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付率</td><td>２分の１以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付の単位</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付限度額</td><td>上限額</td><td>1　ハード事業
(1) 単一市町村
１億円
(2) 一部事務組合及び広域連合
２億円
(3) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者を補助する市町村
１億円
2　ソフト事業
(1) 単一市町村
500 万円
(2) 一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等
1,000 万円
(3) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者を補助する市町村
300 万円</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>1　ハード事業
単一市町村、一部事務組合及び広域連合、非営利団体のうち、局長が適当と認める者を補助する市町村
50 万円
※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
2　ソフト事業
(1) 単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等
50 万円</td></tr>
</table>

		(2) 非営利団体のうち局長が適当と認める者を補助する市町村 10 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　ハード事業 非営利団体のうち局長が適当と認める者が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。 2　ソフト事業 (1) 事業実施に当たり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には、交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。 (2) 非営利団体のうち局長が適当と認める者が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。 (3) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の 12.5 パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
財産の取扱い		別紙２－４の第２に定めるとおり
その他の取扱い		1　ハード事業 実施主体が、デマンド交通の導入のため、同一年度に複数の設備を整備する場合は、それらをまとめて１件とみなす。 2　ソフト事業 (1) 継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は３か年度とする。 (2) 実施主体が、複数の集落を対象に一体的にデマンド交通を運営する場合については、それらをまとめて１件とみなす。
事業計画に係る提出書類		1　ハード事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式） 2　ソフト事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・デマンド交通導入事業）実施概要書（別記第 11 号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		ソフト事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・デマンド交通導入事業）実施概要書（別記第 11 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

13　集落巡回販売（買物支援）事業（ハード事業・ソフト事業）【集落維持・活性化促進事業】

<table>
<tr><td colspan="2">交付対象者</td><td>1　ハード事業
市町村、一部事務組合及び広域連合
2　ソフト事業
市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>1　ハード事業
(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合
(2) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）
2　ソフト事業
(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等
(2) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象事業</td><td>「北海道における集落対策の方向性」に基づき、市町村と住民とのパートナーシップのもと、集落で抱えている課題解決に向けた対策の重要度や優先度を考慮した上で、集落の維持・活性化を目的として取り組まれる次の事業
1　ハード事業
交付対象事業は、集落の課題解決のために実施する移動販売のための設備整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。
なお、「移動販売」とは、集落を巡回し、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売を行う形態（特定の販売品目のみの販売や特定世帯、施設に訪問しての販売は除く。）のものをいう（以下同じ。）。
2　ソフト事業
交付対象事業は、集落の課題解決のため、移動販売を新たに実施する事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象経費</td><td>1　ハード事業
交付対象経費は、移動販売の実施に必要な車輌を購入する経費とする。
2　ソフト事業
交付対象経費は、移動販売事業の運営に必要な次の経費とする。
(1) 備品購入費
(2) 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）
(3) 需用費（食糧費及び交際費を除く。）
(4) 役務費
(5) 使用料及び賃借料
(6) 委託費</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付率</td><td>2分の1以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付の単位</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付限度額</td><td>上限額</td><td>1　ハード事業
(1) 市町村
1億円
(2) 一部事務組合及び広域連合
2億円
(3) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者を補助する市町村
1億円
2　ソフト事業
(1) 単一市町村
500 万円
(2) 一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等
1,000 万円
(3) 非営利団体のうち局長が適当と認める者を補助する市町村
300 万円</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>1　ハード事業
市町村、一部事務組合及び広域連合、非営利団体のうち、局長が適当と認める者を補助する市町村
50 万円
※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
2　ソフト事業
(1) 単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等
50 万円
(2) 非営利団体のうち局長が適当と認める者を補助する市町村</td></tr>
</table>

	10 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定	1　ハード事業 非営利団体のうち局長が適当と認める者が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。 2　ソフト事業 (1) 事業実施に当たり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には、交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。 (2) 非営利団体のうち局長が適当と認める者が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。 (3) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の 12.5 パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
財産の取扱い	別紙２－４の第２に定めるとおり
その他の取扱い	1　ハード事業 実施主体が、移動販売を実施するため、同一年度に複数の車両を購入する場合は、それらをまとめて１件とみなす。 2　ソフト事業 (1) 継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は３か年度とする。 (2) 複数の集落を対象に一体的に移動販売を運営する場合については、それらをまとめて１件とみなす。
事業計画に係る提出書類	1　ハード事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式） 2　ソフト事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書（ソフト事業）（別記第 12 号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	ソフト事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書（ソフト事業）（別記第 12 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

14　集落空き家・空き店舗活用促進事業（ハード事業）【集落維持・活性化促進事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合
実施主体		市町村、一部事務組合及び広域連合
交付対象事業		「北海道における集落対策の方向性」に基づき、市町村と住民とのパートナーシップのもと、集落で抱えている課題解決に向けた対策の重要度や優先度を考慮した上で、集落の維持・活性化を目的として取り組まれる空き家、空き店舗等を活用する次のいずれかに該当する事業のうち、局長が特に必要と認める事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。 １　12（集落デマンド交通導入事業）のソフト事業の事務所等として整備する事業 ２　13（集落巡回販売（買物支援）事業）のソフト事業の事務所等として整備する事業 ３　15（公設民営施設整備事業）の民間事業者撤退後の施設整備事業を実施するための施設として整備する事業 ４　集落支援員又は地域おこし協力隊の詰所として整備する事業 ５　その他公の施設として整備する事業
交付対象経費		交付対象経費は、次の経費（別紙２－２の第１に定める対象外経費を除く。）とする。 １　空き家、空き店舗等の購入経費 ２　交付対象事業を実施する施設として使用するため、空き家、空き店舗等を改修又は補修する事業（地方債の適債事業（ハード事業）でない事業であって、初回の改修又は補修に限る。）
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1,000 万円（集合住宅は、2,000 万円）
	下限額	50 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の 12.5 パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
財産の取扱い		別紙２－４の第２に定めるとおり
その他の取扱い		１　事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。 ２　１施設ごとに交付対象経費の１及び２に該当する経費を合算し、１件として取り扱う。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

15　公設民営施設整備事業（ハード事業）【集落維持・活性化促進事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合
実施主体		市町村、一部事務組合及び広域連合
交付対象事業		1　民間事業者撤退後の施設整備 事業の取りやめにより、当該集落地域に住民生活の維持に必要な民間事業者が存在しない場合に、市町村所有の建物において、撤退した民間事業者が行っていた事業を他の民間事業者に実施させるために行う店舗等の整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。） 2　民間事業者の撤退を防止するための施設整備 当該集落地域に住民生活の維持に必要な民間事業者が経営する同業種の店舗等が他に存在しない場合に、市町村所有の建物において、当該民間事業者に引き続き経営を行わせるために行う当該店舗等の整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）
交付対象経費		交付対象経費は、次の経費（別紙２－２の第１に定める対象外経費を除く。）とする。 1　民間事業者撤退後の施設整備 (1) 撤退した商店等の空き店舗の購入経費 (2) 交付対象事業を実施する　施設として使用するための空き店舗等の改修又は補修経費 2　民間事業者の撤退を防止するための施設整備 (1) 当該民間事業者が経営する当該店舗の購入経費 (2) 当該店舗等の改修又は補修経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	50 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の 12.5 パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
財産の取扱い		別紙２－４の第２に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

16　その他集落対策事業（ソフト事業）【集落維持・活性化促進事業】

交付対象者		1　その他集落の維持・活性化に関する事業 市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 2　その他イベント開催、調査研究事業等 (1) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等 (2) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者
実施主体		1　その他集落の維持・活性化に関する事業 (1) 交付対象事業１の(1)における実施主体は、市町村とする。 (2) 交付対象事業１の(2)から(5)における実施主体は、次の者とする。 ア　市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等 イ　非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。） 2　その他イベント開催、調査研究事業等 (1) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等 (2) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者
交付対象事業		1　その他集落の維持・活性化に関する事業 集落の課題解決のために実施する次の事業のうち、局長が特に認める事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。） (1) 集落対策行動計画策定事業 「北海道における集落対策の方向性」に基づく「行動計画」を策定する事業とする。 (2) 買物困難地域における店舗の運営 高齢者等が徒歩で外出し、買い物を行うことが困難であると局長が認める地域において、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売する店舗の運営とする（特定の販売品目のみを販売する店舗や特定世帯、特定施設のみを対象として販売する店舗を運営する事業を除く。）。 (3) 高齢者サロン、集会場、葬儀場の運営 (4) 冬季集住用施設（体験用施設に限る。）の運営 (5) 集落の課題解決に資する事業で局長が特に必要と認める事業 2　その他イベント開催、調査研究事業等 集落における課題解決に資する事業のうち、別紙２－１の第２の１に定める事業とする。
交付対象経費		1　その他集落の維持・活性化に関する事業 (1) 交付対象事業１の(1)に該当する事業 交付対象事業に要する経費（別紙２－２の第２に定める対象外経費を除く。） (2) 交付対象事業１の(2)から(5)までに該当する事業 事業の実施に必要な次の経費とする。 ア　備品購入費 イ　賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。） ウ　需用費（食糧費及び交際費を除く。） エ　役務費 オ　使用料及び賃借料 カ　委託費 2　その他イベント開催、調査研究事業等 交付対象事業に要する経費（別紙２－２の第２に定める対象外経費を除く。）
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　その他集落の維持・活性化に関する事業 (1) 単一市町村 500 万円 (2) 一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 (3) 非営利団体のうち局長が適当と認める者を補助する市町村 300 万円 2　その他イベント開催、調査研究事業等 (1) 単一市町村 500 万円 (2) 一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円

		(3) 非営利団体のうち局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	1　その他集落の維持・活性化に関する事業 (1) 単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 (2) 非営利団体のうち局長が適当と認める者を補助する市町村 10 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。 2　その他イベント開催、調査研究事業等 (1) 単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 (2) 非営利団体のうち局長が適当と認める者 10 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　その他集落の維持・活性化に関する事業 (1) 事業実施にあたり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には、交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。 (2) 非営利団体のうち局長が適当と認める者が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。 (3) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の 12.5 パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。 2　その他イベント開催、調査研究事業等 別紙２－３の第２の２の規定を適用する。
財産の取扱い		別紙２－４の第２に定めるとおり
その他の取扱い		1　その他集落の維持・活性化に関する事業 (1) 継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は３か年度とする。 (2) 複数の集落を対象に一体的に事業を実施する場合については、それらをまとめて１件とみなす。 2　その他イベント開催、調査研究事業等 継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		1　その他集落の維持・活性化に関する事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・その他集落対策事業）実施概要書（別記第 13 号様式） 2　その他イベント開催、調査研究事業等 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第 2 号様式）） その他集落の維持・活性化に関する事業 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・その他集落対策事業）実施概要書（別記第 13 号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）